

令和7年 第4回（10月）臨時会

県央県南広域環境組合

議会 会議録

令和7年 第4回 県央県南広域環境組合議会臨時会会議録

1 場 所 県央県南クリーンセンター 2階大会議室
諫早市福田町1250番地

2 会 期 令和7年10月24日（1日間）

3 付議事件表

番 号	審議 方法	事 件 名	議決月日	結 果
		会期の決定について	10月24日	10月24日の 1日と決定
		会議録署名議員の指名について	10月24日	谷 澤 和 浩 君 酒 井 恭 二 君 指 名
議 案 第10号	本 会 議	令和7年度県央県南広域環境組 合一般会計補正予算（第2号）	10月24日	原 案 可 決

○ 出席議員（14名）

- 1 番 森園 浩太郎 君
- 2 番 濱崎 清志 君
- 3 番 中島 康範 君
- 4 番 山口 正広 君
- 5 番 鶴田 啓子 君
- 6 番 森 和明 君
- 7 番 谷澤 和浩 君
- 9 番 酒井 恭二 君
- 10番 小田 孝明 君
- 11番 田中 克彦 君
- 12番 隈部 和久 君
- 13番 小嶋 光明 君

- 14番 種村 繁徳 君
- 15番 北島 守幸 君

○ 欠席議員（1名）

- 8番 矢崎 勝己 君

○ 説明のため出席したもの

- 管理者 大久保 潔重 君
- 副管理者 古川 隆三郎 君
- 副管理者 金澤 秀三郎 君
- 副管理者 松本 政博 君
- 監査委員 徳永 清己 君
- 事務局長 岩永 健一郎 君
- 事務局次長兼総務課長 馬場 英二 君
- 施設課長 鶴殿 光輝 君
- 総務課課長補佐 濱崎 和也 君
- 施設課課長補佐 山下 秀顕 君

○ 議会関係出席者

- 書記長 島田 太一 君
- 書記 牟田 憲司 君
- 書記 常岡 由日流 君

（午前10時00分 開会）

○議長（北島守幸君）

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年第4回県央県南広域環境組合議会臨時会を開会いたします。

今期臨時会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

議事日程は、お手元に配付しております「議事日程表」により執り行います。

議事に先立ちまして、先に開催されました議会運営委員会において、議会運営委員会委員長に谷澤和浩議員、副委員長に小嶋光明議員が互選されましたので御報告します。

ここで、管理者より発言の申出がっておりますので、発言を求めます。管理者。

○管理者（大久保潔重君）

皆様、おはようございます。組合議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和7年第4回県央県南広域環境組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは初めに、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設は、新施設の供用開始までの「つなぎ運転」を行っているところでありますが、1日当たりおおむね250トンの安定した処理を継続しており、今年度は6月24日から7月2日までの9日間と9月7日から10日までの4日間において、全炉停止を行い炉の点検整備補修の実施をいたしました。

また、今月の13日から本日24日までの12日間におきまして、計画全炉停止を行っており、炉の定期点検整備などを実施しております。

第2期ごみ処理施設につきましては、建物やプラントに係る工事が最終段階を迎えており、今年の12月20日土曜日の午前中に、実際の炉に火を点火する「火入れ式」が執り行われるとお聞きしており、来年の初めからは実際にごみを処理する試運転が実施される計画であります。

また、南部リレーセンターにつきましても、計画どおりの工程で順調に工事が進められており、着実に事業の進捗が図られている状況であります。

今後も引き続き令和8年度からの新施設の稼働に向けて、環境負荷が小さく、地球温暖化対策や循環型社会形成の推進に貢献でき、安定的で効率的な地域に信頼されるごみ処理施設の整備と運営に取り組んでまいりたいと考えております。

今臨時会では、現施設の閉炉・解体処分に向けた業務に係る補正予算の議案を提出させていただきました。

内容につきましては、後ほど事務局長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、私からの開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（北島守幸君）

それでは、日程第1「会期の決定について」を議題といたします。

今期臨時会の会期を10月24日、1日とし会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北島守幸君）

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条の規定により会議録署名議員に7番谷澤和浩議員及び9番酒井恭二議員を指名いたします。

次に、日程第3、議案第10号「令和7年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩永健一郎君）

議案第10号「令和7年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」につきまして、御説明申し上げます。

議案第10号の1ページをお開きください。

本案による歳入歳出予算の補正は、第1条に記載しておりますとおり、歳入歳出それぞれ3,621万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ308億4,568万8,000円にしようとするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、後ほど資料で御説明申し上げます。

それでは、補正予算の概要につきまして御説明いたしますので、予算書は3ページと4ページの第1表、歳入歳出予算補正を、内容につきましては、本日お配りいたしました議案資料で御説明いたしますので議案第10号参考資料を御覧ください。

それでは、議案参考資料の1、補正の目的でございますが、現ごみ処理施設は大変特殊なごみ処理システムであるガス化改質溶融炉方式であり、ごみ処理の各工程において、様々な薬品や薬剤のほか多量の用水を必要とし、水処理設備が大変複雑なものであるため、令和7年度末で供用を終える現ごみ処理施設の解体工事時における安全性の確保や漏洩等の危険性を防止するためには、閉炉後に施設の水処理設備に残留することとなる処理水、いわゆるプロセス水を速やかに抜き取り処分する必要があること、また、抜き取った処理水を適正に処分するためには事前に処理水自体の成分を明確にするための成分分析業務を実施し、その結果を処分業者に通知する必要があることから、これらに係る所要の予算措置をお願いするものでございます。

次に、議案参考資料の2、予算措置額でございますが、今回の補正予算額の3,621万9,000円は、先ほど御説明いたしました現ごみ処理施設の閉炉後に残留することとなるプロセス水の成分を分析するための業務に係る費用をお願いするものでございます。

なお、この財源にはごみ処理施設建設整備基金からの繰入金で充てようとするものでございます。

次に、議案参考資料の3、債務負担行為補正でございますが、予算書は5ページの第2表にも記載しておりますように、既存施設解体事業といたしまし

て、現ごみ処理施設の解体工事時の安全性の確保や漏洩等の危険性を防止するため、閉炉後に現施設の水処理設備に残留することとなるプロセス水を速やかに抜き取り処分する残留廃棄物撤去業務に係る費用の限度額として12億1,614万9,000円をお願いするものでございます。

なお、この業務に係る期間は令和7年度から8年度の2カ年でございますが、費用の負担につきましては、実際にプロセス水を抜き取り処分する令和8年度中の支払いとなりますので、今回の補正予算では、この業務の契約に係る債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

それでは、今回の補正予算に係る業務内容を含め、解体工事に向けた工程などにつきまして御説明いたしますので、議案参考資料の2ページを御覧ください。

まず、4の現ごみ処理施設の解体工事発注までの工程につきまして御説明いたします。

今後、予定しております解体工事発注までの工程につきましては、先の全員協議会におきまして御説明をさせていただいたところではございますが、本日の議案に係る部分もございまして、改めて全体の工程につきまして御説明させていただきます。

まず、表の一番上の項目のごみ処理業務についてでございますが、現ごみ処理施設の運転につきましては、現在建設中の第2期ごみ処理施設の供用開始に向け、実際のごみを用いた試運転を令和8年1月から実施するにあたり、ごみの受け入れは、今年12月までは現行のとおり全てのごみを受け入れますが、来年の1月からは段階的に第2期ごみ処理施設での受け入れに移行し、来年の2月には、全てのごみを第2期ごみ処理施設で受け入れ試運転を実施していく予定でございます。

そのため、現ごみ処理施設は、来年の2月からは第2期ごみ処理施設の試運転において不具合があった場合に備え、その体制を維持し、3月末をもって運転を終了し、4月1日からは第2期ごみ処理施設が正式に供用を開始することとなります。

次に、表の中段の緑色で囲った部分の、今回の補正予算関係分についてでございますが、当組合といたしましては、プロセス水の抜き取り・処分を令和8年4月から速やかに実施するため、64の処理工程からなるそれぞれのプロセス水の成分分析業務を至急実施したいと考えております。

また、プロセス水の抜き取り・処分業務につきましても、来年4月の閉炉後速やかな作業につながるよう、成分分析業務と並行して対応してまいりたいと考えております。

次に、表の下段の現ごみ処理施設の解体工事発注までの工程でございます

が、令和8年度におきましては、現ごみ処理施設のごみピット内に残った底ごみの撤去や土壌汚染調査、ダイオキシン類調査に加え、先に実施したアスベスト含有調査におきまして、当該施設の塗装の下地材にアスベストが含有していることが確認されておりますので、更に詳細な調査を実施したいと考えております。

また、これらの調査結果を反映した解体工事の発注仕様書を作成したうえで、組合といたしましては、現時点では令和9年8月の解体工事の発注を目指しているところでございます。

なお、解体工事の工事期間といたしましては、現在のところ約3年半程度を見込んでいるところでございます。

次に、議案参考資料の5のプロセス水の成分分析業務でございますが、先の中核協議会におきまして、プロセス水の実際の採取場所や方法についての御質問をいただきましたので、資料の写真により御説明させていただきます。

まず一番上側の写真は、処理棟5階の二次沈殿槽でございます。左側の写真がその全景を、右側の写真は採取場所を写したもので、採取の方法は、黄色の点線で丸く囲った部分にある蓋を開けて上部から抜き取り採取するものでございます。

次の、真ん中の写真は、2階の酸性水沈殿槽でございます。この槽では、右側の写真にありますように1階にあるドレンを開き採取いたします。

一番下の写真は、1階の混合汚泥槽でございます。この槽では、右側の写真にありますバルブを開いて採取するものでございます。

御説明いたしました内容につきましては代表的な例でございますので、その他の槽につきましても最も適切、且つ安全な方法で採取することといたしております。

なお、成分分析の試料といたしましては、1試料あたり予備的量を含め約15リットルの採取が一般的であると聞いているところであり、採取した試料ごとに含有成分が分析されることとなります。

資料には参考といたしまして、成分分析において汚泥区分に係る26項目からなる特別管理産業廃棄物の判定基準を掲載させていただいております。

次に、議案参考資料の3ページ、一番上の6、プロセス水の抜き取り・処分に係る既存施設解体工事に伴う残留廃棄物撤去業務につきまして御説明いたします。

なお、この業務につきましては、国の交付金事業として実施することから、解体工事に付随した業務に限られますので、業務名を既存施設解体工事に伴う残留廃棄物撤去業務とさせていただいております。

この業務につきましては、資料の上段に記載しておりますように、契約の締

結後、現ごみ処理施設が閉炉する来年の3月末までは準備工といたしまして、プロセス水の成分分析の結果を基に受け入れ可能な処分先業者や運搬業者の選定や確保が行われることとなります。

また、産業廃棄物の処分先次第では、処分先の業者が所在する自治体との事前協議等が必要とされ、時間を要する場合もあると聞いておりますので、成分分析の結果が提出され次第、逐次情報提供を行い、業務が遅延しないよう対応してまいりたいと考えております。

閉炉後の令和8年4月からは、実際にプロセス水の抜取り・処分の業務が行われることとなりますが、資料の中段の図でお示ししておりますように、組合が産業廃棄物の排出事業者となりますので、マニフェストを使用して、収集搬送及び処分を委託した産業廃棄物が最終処分されるまで適正に処理されたかを確認する義務が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法で定められております。

また、廃掃法では、排出事業者、今回は組合になりますが、産業廃棄物の運搬を委託する場合は産業廃棄物の収集運搬業者に、また、処分を委託する場合は産業廃棄物の処分業者にそれぞれ委託しなければならないと規定されておりますので、当組合といたしましては、プロセス水の抜取りのほか、この業務全体の管理を行う業務につきましては、現施設の運転管理を委託しておりますJFEエンジニアリング株式会社に委託することとしており、産業廃棄物の運搬と処分につきましては、廃掃法の規定に基づき、それぞれの事業者との契約で対応することとしております。

なお、この業務に係る委託費につきましては、JFEと契約する業務全体の管理業務に係る額と、廃掃法に基づく産業廃棄物の運搬・処分に係る額を合計した額を上限額といたしまして、12億1,614万9,000円の債務負担行為の補正をお願いしておりますので、最終的には、先ほど御説明いたしましたマニフェストにおいて産業廃棄物の種類や重量等が明確となりますので、そのマニフェストに記載された内容に基づき、それぞれの委託費を精算することとしております。

最後に、資料3ページの下段には、先の全員協議会でもお示しいたしました現ごみ処理施設のフロー図と、プロセス水の成分分析箇所とその容量の説明図を掲載させていただいております。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北島守幸君）

これより議案第10号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示

してください。

質疑は歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（北島守幸君）

なければ、次に歳出に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（北島守幸君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と言う者あり)

○議長（北島守幸君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（北島守幸君）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして今期臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期臨時会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（北島守幸君）

異議なしと認めます。

これをもって令和7年第4回県央県南広域環境組合議会臨時会を閉会いたします。

(午前10時20分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議長 北島 守幸

署名議員 谷澤 和浩

署名議員 酒井 恭二